

熊本市立桜木中学校 P T A 会則

第一章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、熊本市立桜木中学校 P T A と称し、事務所を本校内に置く。

第2条（目的）

本会は、生徒の人権を大切にし、健全育成をはかるために、保護者と教師が協力し、学校・家庭・社会教育の一層の充実向上を目指すとともに会員相互の研修と親睦をはかる事を目的とする。

第3条（方針）

1. 本会は、営利を目的とせず、特定の政党、宗派に偏してはならない。
2. 学校行政、並びに学校の管理及び人事に干渉しない。
3. 児童生徒・青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の研修及び相互の理解と親睦をはかる。
2. 本校の教育を理解し、教育環境の整備をはかる。
3. 家庭、地域における生徒の健全育成と生活環境の改善を行う。
4. 購買部を運営し、円滑な学校教育活動の補助に努める。
5. 会の運営や活動について広報活動を行う。
6. その他本会の目的達成に必要な事項に力をつくす。

第5条（会員）

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と本校職員で組織する。

第二章 役員

第6条（役員の設定）

本会に次の役員を置く。但し、会長以外は、原則として次の人数とする。

- ア. 会長 1 名 イ. 副会長 5 名（保護者 4 名、教頭）
ウ. 書記若干名 エ. 会計若干名 オ. 顧問（前会長並びに校長）

第7条（役員の任期）

1. 役員の任期は 4 月 1 日より翌年の 3 月 3 1 日までの 1 年とする。
但し、同一役職については、3 年までは、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充し、会員に通知しなければならない。後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条（役員を選出）

1. 会長、副会長は、別に定める役員選出規則に基づき選出する。
2. 書記、会計は会長が委嘱する。

第9条（役員の任務）

役員は、次のとおりとする。

- ア. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- イ. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
- ウ. 書記は、会の記録を作成し、連絡事務にあたる。
- エ. 会計は、会の収支の事務にあたり、監査を経て総会に報告する。
- オ. 顧問は、会議に出席し、意見を述べるができる。

第三章 会義

第10条（会議の種類）

本会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

第11条（総会）

1. 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開催する。
2. 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決することができる。
3. 議長は、その都度会員の中から選出する。

第12条（総会の権限）

総会は、本会の最高議決機関であり、次のことを行う。

- ア. 年間事業計画及び予算の承認。
- イ. 会務報告及び決算の承認。
- ウ. 会長、副会長並びに会計監査の承認。
- エ. 会則の制定及び改廃。
- オ. 運営委員会で決定した細則、規定、その他緊急を要する事項等の承認。

第13条（役員会）

1. 役員会は次のことを行う。
 - ア. 運営委員会に提出すべき議案を審議すること。
 - イ. 緊急事項の処理に関すること。
 - ウ. 各委員会の連絡調整をはかること。
 - エ. その他必要事項。
2. 役員会は、必要に応じて随時開くものとする。

第14条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、役員、校長及び各委員会の委員長をもって構成し、総会に次ぐ決議機関であり、次のことを行う。
 - ア. 総会に提出すべき議案を審議すること。
 - イ. 総会決定事項を執行すること。
 - ウ. 必要な細則、規定を定め、又は改廃すること。
 - エ. 緊急事項の処理に関すること。
 - オ. その他必要事項。
2. 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。
3. 運営委員会は、構成員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決することができる。

第四章 各委員会

第15条 (各委員会の種類)

本会の活動運営を推進するため、次の委員会を置く。なお、教養委員会、保健体育委員会、広報委員会、校服リサイクル委員会、地区委員会を専門委員会と称する。

- ア. 教養委員会
- イ. 保健体育委員会
- ウ. 広報委員会
- エ. 校服リサイクル委員会
- オ. 地区委員会
- カ. 学年委員会
- キ. 特別委員会
- ク. 購買部運営委員会

第16条 (各委員会の組織)

1. 委員会(教養委員会、保健体育委員会、広報委員会、校服リサイクル委員会、地区委員会)は、各学級より選出する委員(1名以上)と校長の指名する教師をもって組織する。各正、副委員長は互選とする。
2. 学年委員会は、当該学年の学級委員と学年主任をもって組織する。学年正、副委員長は、学年ごとに学級委員より互選とする。
3. 特別委員会は、必要に応じて運営委員会に諮って組織する。正、副委員長は、会長が委嘱し、任務が終われば解散する。
4. 会長、校長は、各委員会に出席し意見を述べることができる。

第17条 (各委員会の任務)

各委員会の分掌事項は次のとおりとする。

- ア. 教養委員会は、文化・教養を高めるための研修に関する事項。
- イ. 保健体育委員会は、保健衛生、学校給食並びに健康増進に関する事項。
- ウ. 広報委員会は、広報に関する事項。
- エ. 校服リサイクル委員会は、校服等のリサイクルに関する事項。

オ. 地区委員会は、生徒の校内外での生活、安全指導に関する事項。

カ. 学年委員会は、家庭、学校、社会教育についての会員の理解と学年の諸問題の処理に関する事項。

キ. 特別委員会は、本会の特別事項の処理に関する事項。

第18条（購買部運営委員会）

1. 購買部運営委員会は、学校教育活動の円滑な実施を補助するために、購買部を運営する。
2. 購買部運営委員会は、PTA会長、PTA副会長、校長、各学年委員長（もしくは各学年代表の保護者）で構成する。
3. 購買部を運営するために必要な事項は別に定める。

第五章 学級会

第19条

学級会は、本会活動の基礎であり、また、会の運営について全会員が意見を述べ、論議する重要な場である。

1. 学級会は、学級の会員によって構成され、これを運営する学級委員を選出する。
2. 学級委員会は、学級委員で構成され、各専門委員会及び各学年委員会の代表を互選する。
3. 学級委員は、学級会の運営と各専門委員会及び各学年委員会の活動にあたる。

第六章 会計

第20条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条（会費）

1. 本会の会費は、総会で決定する。
2. 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第七章 監査委員

第22条

1. 本会の会計に関する事務の監査をするため、監査委員を2名置く。
2. 監査委員は、選考委員会で選考し、総会の承認を得て選任される。
3. 任期は、1年とし、2年までの再任を妨げない。
4. 監査委員は、会計年度中、少なくとも1回以上監査を執行し、その結果を総会に公表しなければならない。

第八章 改正

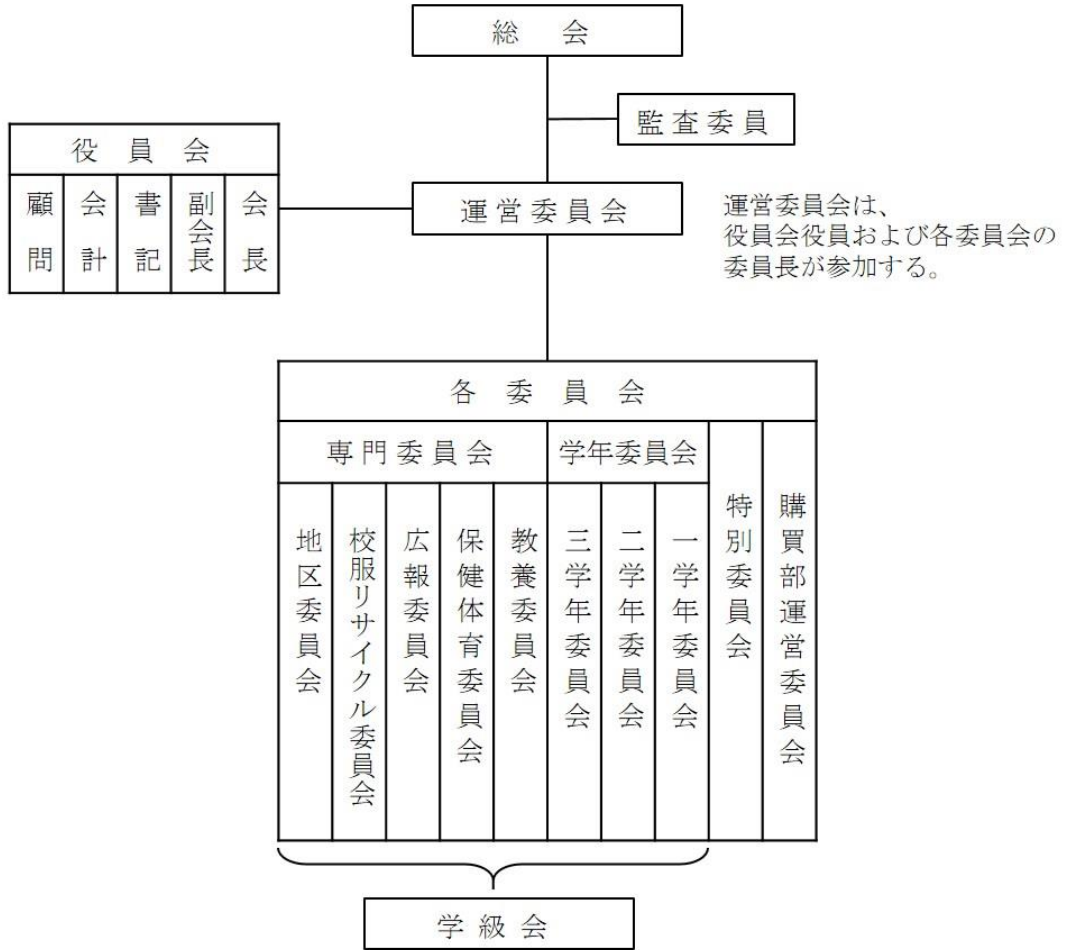
第23条

1. 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
2. 改正案は、総会開催の少なくとも5日前には知らせておかなければならない。

付則

1. 本会は、平成6年6月24日より、これを施行する。
2. 平成 8年2月29日（一部改正）
3. 平成11年2月24日（一部改正）
4. 平成12年2月25日（一部改正）
5. 平成18年2月28日（一部改正）
6. 平成24年2月24日（一部改正）
7. 平成27年4月28日（一部改正）
8. 平成28年2月26日（一部改正）

組織



熊本市立桜木中学校 P T A 役員選出規則

第 1 条

会則（8条）に基づく役員選出のための委員会を設置し、これを選考委員会とする。

第 2 条

選考委員会は、10月中に組織し、その任務の終了後は、解散する。第1回の選考委員会は、会長がこれを招集し、互選で正・副委員長を選出する。

第 3 条

選考委員会は、選考委員の氏名及び構成を全会員に報告する。

第 4 条

選考委員は、会長、副会長及び監査委員を選考し、総会に報告しなければならない。

第 5 条

選考委員は、本規則第4条の候補になることはできない。選考委員が選考候補になった場合は、学校職員以外は、その任をはなれる。

第 6 条

選考委員の構成は、次のとおりとし、互選で正、副委員長を選出する。

- ア. 教養・保健体育・広報・校服リサイクル・地区の専門委員会から各1名以上。
- イ. 学年委員会から各1名以上。
- ウ. 学校職員から2名。

桜木中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 (目的) 桜木中 P T A 会員の慶祝・弔慰・傷病災害見舞に関し、会として、その意を表すために、この規定を定め実施する。

第 2 条 (連絡) この規定の定めに該当する事項を知りえた会員は速やかに会長または、学校へ連絡すること。

第 3 条 (実施) 会長はその事項を確認の上、この規定により慶祝・弔慰・傷病災害見舞いを実施する。

第 4 条 (改正) この規定の改正は総会の議決による。

第 5 条 (細則) この規定の実施に当たっての必要事項は細則により定め、細則の改正は運営委員会の決議により定める。

付則 1. この規定は、平成 6 年 6 月 2 4 日より施行する。

2. 平成 1 4 年 2 月 2 0 日 (細則一部改正)

桜木中学校 P T A 慶弔規定細則

(慶事)

次に該当する場合は祝金 (またはこれに代わるもの) を贈り、祝意を表す。

1. P T A 活動について顕著な功勞により受賞、表彰を受けた場合。
2. 本校生徒に善行があるときは、役員会に諮って表彰する。
3. 本校生徒が教育活動等で、地方大会を経て全国大会に出場する場合。

(弔事)

1. 死亡弔慰金については下記のとおりとし、会長、副会長が会葬し、弔電を打つ。

(1) 会員の場合は弔慰金 1 0, 0 0 0 円

(2) 学校職員の親、配偶者及び子どもの場合 5, 0 0 0 円

(3) 生徒の場合 1 0, 0 0 0 円

2. 会員又は生徒が不慮の災害を受けたときは、その都度協議の上、見舞金 (および見舞品) を贈る。

3. 会員が学校・P T A 活動に関わるもので入院の場合、5, 0 0 0 円の見舞金を贈る。

(その他)

1. 学校職員の転任に際しては、記念品を贈る。

2. この細則に規定されていない事項については、必要に応じて、役員会に諮って実施する。